

別表（第9条の4関係）

(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国家公務員等であった者（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者」という。）で、退職手当法施行令別表第1イの表第1号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第2号区分	<p>1 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において本学の理事であった者</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第2号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>3 前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第3号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第3号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第4号区分	<p>1 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則（以下「平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則」という。）の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第4号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>3 前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第5号区分	<p>1 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>2 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第5号区分の項各号に掲げるもの</p>

	4 前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの
第6号区分	<p>1 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>2 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法」という。）の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第6号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第7号区分	<p>1 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>3 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>4 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>6 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級で</p>

	<p>あったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>7 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第7号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第8号区分	<p>1 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第8号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第9号区分	<p>1 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>3 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p> <p>4 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの（第8号</p>

	<p>区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの(第8号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第9号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第10号区分	<p>1 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>2 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの又は4級であったもの</p> <p>3 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>4 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの(第9号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの(第9号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p> <p>7 平成16年4月以後平成18年3月以前の職員給与規則の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>8 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの(第9号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p>

	<p>9 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの（第9号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</p> <p>10 平成8年4月以後平成18年3月以前に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1イの表第10号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>11 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者